

静岡市中小企業等事業継続強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に対し、当該感染拡大に対して事業の継続に取り組む中小企業等を支援することにより、地域経済の安定化を図るため、新型コロナウイルス感染症に対応した事業継続計画又は事業継続力強化計画を作成し、又は改定し、及びこれらの計画に基づく新型コロナウイルス感染症に対応した事業の継続のための設備、機器等の導入を行う中小企業等に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に掲げる新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号の事業協同組合、同条第1号の2に規定する事業協同小組合及び同条第4号に規定する企業組合であって、市内に事業所を有するもの。
- (3) 事業継続計画 災害、大火災、武力威力攻撃等その他の緊急事態が発生した場合において、損害を最小限に抑え、事業の継続及び早期の復旧を図るために、平常時に行うべき活動又は緊急時における事業の継続のための方法、手段等を事前に取り決めておく計画をいう。
- (4) 事業継続力強化計画 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第3項の規定による認定を受けた同条第1項に規定する事業継続力強化計画をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で事業を営む中小企業等で、市長が必要があると認めるものとする。ただし、失効前の静岡市中小企業等事業継続強化事業補助金交付要綱（令和2年11月16日施行）に基づく補助金の交付を受けた者は、補助対象者としなない。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、中小企業等が市内の事業所において実施する次に掲げる事業であって、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対応した事業継続計画又は事業継続力強化計画を作成し、又は改定する事業
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対応した事業継続計画又は事業継続力強化計画に基づき実施する新型コロナウイルス感染症に対応した事業の継続のための設備、機器等を導入する事業

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が交付する他の補助金の交付の対象となる事業は、補助事業としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者にあつては、3分の2）に相当する額（1,000円未満の端数が生じる場合にあつては、これを切り捨てた額）の範囲内において市長が定める額とし、100万円を限度とする。

(補助回数)

第7条 補助事業に係る一の補助対象者（団体の構成員として補助金の交付を受ける場合を含む。）に対する補助金の交付は、1回限りとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、中小企業等事業継続強化事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 中小企業概要調書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 定款、規則、会則その他申請者の概要が確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、中小企業等事業継続強化事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通

知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

(交付の条件)

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則、この要綱及びその他市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第11条 第9条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中小企業等事業継続強化事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第3号）
- (2) 変更収支予算書（様式第4号）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の変更に関し参考となる書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第12条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、中小企業等事業継続強化事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第7

号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに中小企業等事業継続強化事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第4号）
- (3) 事業経営に関し知見を有する者の意見書（様式第10号）
- (4) 事業継続計画又は事業継続力強化計画
- (5) 補助事業が完了したことが確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、中小企業等事業継続強化事業補助金交付確定通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して20日以内に請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年7月9日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費の種類	補助対象経費
第4条第1項第1号に掲げる事業	専門家活用経費	事業継続計画又は事業継続力強化計画の作成又改定に関する専門家への報償費
第4条第1項第2号に掲げる事業	専門家活用経費	事業継続計画の内容の適当性についての意見聴取に関する専門家への報償費
	消毒用設備設置経費	消毒装置の購入及びその設置に係る工事費
	飛沫感染対策経費	仕切用のアクリル板、シート及びスクリーン並びにフロアマーカの購入並びにその設置に係る工事費
	換気設備設置経費	エアコン、換気扇及び網戸の購入並びにその設置に係る工事費
	その他設備改修経費	座席のレイアウト変更、個室化その他対人距離確保を図るための改修に係る工事費

様式第1号（第8条関係）

中小企業等事業継続強化事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

申請者	住所	〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕	④
	氏名		
	電話番号		

補助金の交付を受けたいので、静岡市中小企業等事業継続強化事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 中小企業概要調書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 定款、規則、会則その他申請者の概要が確認できる書類

様式第2号（第8条関係）

中小企業概要調書

1 中小企業の名称

2 代 表 者

4 資本（出資）金

5 従 業 員 数

6 業 種

7 本 社 所 在 地

電話番号

8 事業所等所在地

電話番号

様式第3号（第8条、第11条関係）

事業計画書（変更事業計画書）

1 補助事業を実施する所在地及び事業所名

2 補助事業の内容

①現況

②課題

③事業内容

3 補助事業の目標等

4 実施スケジュール

様式第4号（第8条、第11条、第13条関係）

収支予算書（変更収支予算書・収支決算書）

1 収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	摘要
市補助金			
自己資金			
借入金			
その他			
合 計			

2 支出の部

(1) 事業全体経費

科 目	予 算 額	決 算 額	摘要
対 象 経 費	専門家活用経費		
	消毒用設備設置経費		
	飛沫感染対策経費		
	換気設備設置経費		
	その他設備改修経費		
	小 計		
対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計			

(2) 科目別支出予算内訳

ア 専門家活用経費

内容・使途	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
計				

イ 消毒用設備設置経費

内容・使途	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
計				

ウ 飛沫感染対策経費

内容・使途	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
計				

エ 換気設備設置経費

内容・使途	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
計				

オ その他設備改修経費

内容・使途	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
計				

様式第5号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

中小企業等事業継続強化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市中小企業等事業継続強化事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

(1)次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的又は内容

イ 補助事業の事業計画又は収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(5) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分すること

により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (8) (1) から (7) までに掲げるもののほか、静岡補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）、要綱及びその他市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第6号（第11条関係）

中小企業等事業継続強化事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	住所	〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕	—
申請者	氏名		
	電話番号		

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市中小企業等事業継続強化事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由

様式第7号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

中小企業等事業継続強化事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市中
小企業等事業継続強化事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり承認したので、
通知します。

承認の内容

様式第8号（第13条関係）

中小企業等事業継続強化事業実績報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所	〔 法人にあっては、その 主たる事務所の所在地 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名 〕	—
報告者 氏名		
電話番号		

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市中小企業等事業継続強化事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第4号）
- (3) 事業経営に関し知見を有する者の意見書（様式第10号）
- (4) 事業継続計画又は事業継続力強化計画
- (5) 補助事業が完了したことが確認できる書類

様式第9号（第13条関係）

事業報告書

- 1 目的
- 2 期間
- 3 具体的内容
- 4 目標とした事業成果の達成状況
- 5 その他

様式第10号（第13条関係）

事業経営に関し知見を有する者の意見書

申請者の氏名又は名称及び代表者の氏名		業種	
住所又は主たる事業所の所在地	〒 — 連絡先 ()		
事業の内容	主な事業内容		
	1		
	2		
	3		
1. 申請者について、新型コロナウイルス感染症の流行に係る自社の経営課題を理解し、事業継続計画等により当該課題の解決を図っているか。			
2. 事業継続計画について、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う自社の経営課題の解決を含めた実効性のある計画となっているか。			

上記の内容が適当であることを申し添えます。

住所	
所属・資格等	
意見者氏名	—

様式第11号（第14条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名

中小企業等事業継続強化事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、
静岡市中小企業等事業継続強化事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり通知し
ます。

1 交付決定額 円

2 交付確定額

様式第12号（第15条関係）

請 求 書

金 円

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた中小企業等事業継続
強化学業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

（宛先） 静岡市長

	住所	〔 法人にあつては、その 主たる事務所の所在地 法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名 〕	⑩
請求者	氏名		
	電話番号		

口座振替先金融機関名

口座種別

No.

口座名義